

平成29年度

『展示会等出展費用補助金』のお知らせ

みやぎ産業振興機構では、展示会等に出展・参加される県内企業の皆さまに対し、その費用の一部を助成する「展示会等出展費用補助金」を交付します。

対象者

下記(1)から(4)までの要件に該当する中小企業者等又は小規模事業者等注。

- (1) 県内に事業所を有すること。
- (2) 展示会等への出展品が、申請者自身によって開発、製造、加工されている製品であること。
- (3) 暴力団排除条例に規定する暴力団又は暴力団員等でないこと。
- (4) 県税に未納がないこと。

注：それぞれ中小企業者又は小規模事業者で構成する団体を含みます。

対象事業

補助対象者	募集企業数	対象事業	除外となるもの
中小企業者	40社程度	国内(県外)で開催される出展小間総数が50以上の展示会等	(1) 申請年度の翌年度以降に開催されるもの (2) その場での小売を伴うもの (3) 農林水産品及び食品の出展を目的とするもの (4) 広く一般に公開されていないもの
小規模事業者	10社程度	国内で開催される展示会等	

対象経費※1

対象事業に要する経費のうち、出展料(小間代、登録料等)、展示装飾費、輸送費、広報物製作費※2、旅費※3、宿泊費※4を対象とします。

※1 国、県等の機関より同様の補助金等を受けている場合又は出展料等の減免等の措置を受けている場合は、当該補助金等又は減免等の対象となった経費は対象経費から除きます。

※2 補助対象事業のために新規に作成したものに限りします。

※3 表に定める額とし、2名分(団体で申請する場合は構成企業数に2を乗じた人数分)を限度とします。

※4 1人1泊につき8,000円で2名分(団体で申請する場合は構成企業数に2を乗じた人数分)を限度とし、展示会開催期間中の宿泊に限りします。



補助率・補助限度額

《補助率》補助対象経費の1/2以内【対象経費に消費税分は含みません】

《補助限度額》15万円（ただし、団体で申請する場合は構成企業数に15万円を乗じた金額）

留意事項

- ◆ 補助申請は1年度につき1度まで可能です。ただし、複数の企業による団体申請の場合に、異なる構成企業で申請を行う場合には申請を認めず。
- ◆ 補助対象経費に消費税分は含まれません。
- ◆ 交付決定後、補助対象事業を変更、中止又は廃止する場合は事業計画変更等届出書（様式第4号）を提出してください。（補助金総額に変更がない場合は提出不要です。）
- ◆ 事業完了後は20日以内に事業完了報告書（様式第5号）に経費の支払い等を証明する書類を添えて機構に提出願います。
- ◆ 機構が行う本事業に係る必要な調査について、特段事情がない限り協力願います。

申請方法

下記のホームページより補助金交付申請書（様式第1号）及び暴力団排除に関する誓約書をダウンロードし、以下の書類を添えて**展示会開催期日の前までに持参又は郵送にて申請**ください。

- (1) 事業主体の概要がわかる資料（会社案内、パンフレット等）
- (2) 展示会等の開催内容及び出展小間料等がわかるもの（出展募集要項等）
- (3) 主な出展商品の商品カタログ等
- (4) 納税証明書（税目：全ての県税、証明事項：未納がないこと）
- (5) その他関連資料（事業費積算の根拠（見積書）等）

（公財）みやぎ産業振興機構産業経営支援部取引支援課

URL : <http://www.joho-miyagi.or.jp/business/business03/syuttenhozyo>

★予算残額に応じて申請の受付を終了させていただく場合があります。

問い合わせ先及び申請書類提出先：

（公財）みやぎ産業振興機構産業経営支援部取引支援課

〒980-0011 仙台市青葉区上杉1-14-2

電話：022（225）6637（直通）

開催都道府県名	旅費の額（対象経費）
北海道	35,000 円
青森県	12,000 円
岩手県	
秋田県	
宮城県	0 円
山形県	2,000 円
福島県	
茨城県	
栃木県	20,000 円
群馬県	
埼玉県	
千葉県	
東京都	
神奈川県	
新潟県	
富山県	
石川県	
福井県	
山梨県	
長野県	
岐阜県	
静岡県	
愛知県	
三重県	41,000 円
滋賀県	
京都府	
大阪府	
兵庫県	
奈良県	
和歌山県	49,000 円
鳥取県	
島根県	
岡山県	
広島県	
山口県	

徳島県	52,000 円
香川県	
愛媛県	
高知県	
福岡県	56,000 円
佐賀県	
長崎県	
熊本県	
大分県	
宮崎県	
鹿児島県	
沖縄県	